

# 八洲学園大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 八洲学園大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、八洲学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神を具体化するものとして、大学の使命・目的及び教育目的を学則に明確に定めており、簡潔に文章化している。その意味・内容を大学の個性・特色として社会に明示している。また、その内容は、学校教育法や大学設置基準などの法令に適合したものであり、変化への対応としては多様な社会の変化と要請に対応するため、学科を段階的に改組し、統合したカリキュラムを編成している。

使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得て、学内外に周知させるとともに、中長期計画に具体化し、学部・学科の三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に具体的に反映している。

#### 「基準2. 学修と教授」について

教育課程は、基礎科目、専門科目、資格科目に分けられており、そのカリキュラムポリシーは、明確に定められ、ホームページに公開されている。インターネットを利用した通信教育の授業方法として、独自の e ラーニングシステム「eLy」(e-Learning system of yasima)を構築し、対面に近い感覚で受講できるようにしている。

大学の施設・設備としては、通信制大学としての適切な学修環境が整備されている。

入学者の受入れについては、アドミッションポリシーを定め、募集要項やホームページにおいて、周知を図っている。収容定員未充足の状況が続いているが、通信制大学ということから、入学時期を年度に4回設定し、インターネット出願対応等の工夫をしている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の基本方針を定めた寄附行為をはじめとして組織倫理に関する規則等を整備し、学校教育法、私立学校法など大学の運営及び質保証に関する法令等を遵守した法人運営を行っている。

教育研究に関する重要事項を審議するため、全専任教員で構成する教授会を置き、「八洲学園大学教授会規程」において、教授会での審議事項及びその役割を明記し、学長の意思決定の権限と責任及び教授会の役割を明確にしている。

インターネットを利用し、教職員からは、理事長兼学長に電子メール等により随時提案や相談ができる環境にあり、提案をくみ上げる仕組みが整えられている。

財務状況は、法人全体の翌年度繰越収支差額は収入超過であり、基本金組入前当年度収支差額は、近時、安定して収入超過の状態にある。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

「自己点検評価に関する要綱」を定め、総務委員会を中心に小規模大学の特性を生かした自己点検・評価体制が整えられている。

現状把握のための調査・データの収集と分析を毎年実施し、それらに基づいて作成した自己点検評価書を全教職員に配付して学内共有化を図り、また、大学ホームページにも掲載して社会に公表している。

自己点検・評価を通して出てきた課題は、総務委員会及び教務委員会を中心にして課題改善のための計画が策定され、必要な改善が行われる仕組みになっている。自己点検・評価と活用のための PDCA サイクルは確立されている。

総じて、通信制大学の個性・特色を生かして、生涯学習社会の実現と全ての人が高等教育の機会を得られることに貢献すべく教育運営に取り組んでいる。しかしながら、収容定員未充足の状況が続いており、今後、全学をあげて収容定員の確保に努めることが望まれる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.『人間性豊かな e ラーニング』による生涯学習社会の実現」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学の使命・目的は、学則第 1 条において、「教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。」と明確に定められている。同じく学則第 3 条には、学部・学科の教育目的が明確に定められている。これらの使命・目的及び教育目的は、建学の精神である『教育の原点は家庭である』ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現すると同時に、すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献する。」を具体化するものとして定められており、簡潔に文章化されている。

#### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

**【評価結果】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**【理由】**

人材養成に関する目的やその他の教育上の目的は、学部・学科ごとに学則に定められている。「主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献する」ことと、また「生涯学習の要望に積極的に応える」ことを大学の個性・特色とし、学則に明示されている。

学則に定められた使命・目的、教育目的は、学校教育法や大学設置基準などの法令に適合している。

入学者の減少及び財務状況を踏まえ、学科を段階的に改組し、統合したカリキュラムを編成することにより、多様な社会の変化と要請に対応できるようにしている。

使命・目的及び教育目的を大学の個性・特色に反映させ、社会情勢の変化と要請に応じていくために、必要に応じて見直しを行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

**【評価結果】**

基準項目 1-3 を満たしている。

**【理由】**

大学の使命・目的及び教育目的は、教授会や理事会を通して策定され、その審議過程でそれぞれ役員、教職員の理解と支持を得ている。

大学ホームページに建学の精神、教育の理念、三つの方針を掲載し、使命・目的及び教育目的の学内外への周知が図られている。

大学の使命・目的及び教育目的を、平成 25(2013)年から 10 年後の大学の未来像を策定した中長期計画に具体化し、教育改革を進めている。また、その大学の使命・目的及び教育目的は学部・学科の三つの方針に具体的に反映されている。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として生涯学習学部生涯学習学科を設置し、豊かな人間性を備えた、広く社会で貢献できる人材の育成に努めている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

アドミッションポリシーを定め、募集要項やホームページにおいて周知を図っている。学生の受入れについては、通信制大学ということから、入学時期を年度に 4 回設定している。入学試験は一般入試と指定校推薦入試を設け、どちらも書類審査によるが、一般入試ではインターネットによる出願を実施している。審査は「入学志願書」と「作文」「自己活動歴」に基づいて行われている。入学に関しては、入学支援相談センターが窓口として対応している。

学生受入れ数は、平成 29(2017)年度は、編入生を含めて収容定員に対して大幅に不足しており厳しい状況である。改善策として、学生区分に資格・リカレント編入学を設け、また法人グループの高校との高大連携や専門学校などへの広報を進めている。

### 【改善を要する点】

○学生の収容定員に対する在籍学生数比率が大学全体で極めて低く、早急な改善が必要である。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

大学、学部、学科の目的は学則に定められ、ホームページで公開されている。カリキュラムポリシーは明確に定められ、ホームページで公開されている。

教育課程は基礎科目、専門科目、資格科目に分けられる。卒業のための必修科目はなく、学生は自らの希望により主体的に科目を選択していく方式である。

授業方法では、インターネットを利用した通信教育であり、テキスト履修とスクーリング履修の形態がある。スクーリング履修もインターネットを利用したものであり通学は必須ではない。独自の e ラーニングシステム「eLy」を構築し、対面に近い感覚で受講できるようにしている。スクーリングでは、平日、週末、集中とパターンを分け、学生の受講形態に合わせてられるよう工夫している。

**【参考意見】**

○1 年間に履修登録できる単位の上限が高く設定されているので、単位の実質化を図るための検討が望まれる。

**2-3 学修及び授業の支援**

**2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実**

**【評価結果】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

学生は主に「eLy」の学生支援センター情報ページ等を利用して質問や意見を発するため、職員が学生支援センターあるいはキャリアコーディネート室としてその内容を把握でき、教員と職員の協働がしやすい環境ができています。

オフィスアワーは定めていないが、「eLy」により実質的な機能は提供されている。学生の学修支援等への要望も「eLy」によりくみ上げて体制改善に結びつけられている。また、学修意欲の維持にも活用している。

中途退学、停学、留年については、学生支援センターが学生支援センター情報ページを「eLy」に設け、質問・相談への対応や「学生支援センター説明・交流会」での学生同士の交流により、防止に努めている。

**【優れた点】**

○e ラーニングシステム「eLy」では一定期間アクセスがない学生には自動的に連絡メールが送られることや、学生からの質問に対しては定められた期間内に回答することを原則とするなど、各種の施策により学修を効果的に支援していることは評価できる。

**2-4 単位認定、卒業・修了認定等**

**2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用**

**【評価結果】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**【理由】**

単位認定の方法及び成績評価基準は学則に定められている。個々の授業科目の評価基準は、記述様式が定められシラバスに記載されている。進級基準は、学年制ではなく単位制のため、定められていない。

教育目的を踏まえたディプロマポリシーを規定し、ホームページで公表している。卒業の要件は、修業年限については学則に、取得単位数については履修規程に定めている。卒業要件を満たした場合、自動的に卒業するのではなく、継続して学修を希望する学生もいるため、学生の申請により認定される。

入学前に取得した単位は、編入学・転入学を除き、60単位を越えない範囲で認定されることと、学則に定めている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

在学生は、社会人として既に就業しているか、定年退職後の学び直しの学生が多くを占めるが、専任教員により 14 科目のキャリア教育科目を開講するほか、キャリアコーディネート室を設置し、またハローワークのキャリアカウンセリングを併設して、就職・転職支援を行っている。資格取得を主な目標とする学生が多いが、卒業生や退学者、科目等履修生も支援の対象としており、インターンシップ制度も規則を整備し、対応している。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

社会人学生が多数を占めており、卒業を目的とする学生から、転職を想定した特定の資格取得を目的とする学生や生涯学習のため利用している学生など、教育目的は一義的に設定することが困難であるが、学生支援センターが提供する「eLy」に蓄積される学生の学修履歴を、教員及び学生本人が利用して達成状況を確認できる仕組みを整えている。

また、科目評価アンケートを実施しており、期末ごとにその結果は教員にフィードバックされており、次期の指導に生かされている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援



## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

### 【理由】

学生に対する経済的支援として、「単位従量制授業料制度」「シニア割引制度」などの制度を設けている。また、各種奨学金・教育ローンによる支援制度を整備している。

定期的に「学生アンケート」を実施し、学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用により、学生生活の改善に生かしている。

「eLy」上の大学祭や、大学及び八洲学園大学国際高等学校の学生・生徒・卒業生・教職員を中心とした交流の場「Y's SNS」など、通信制大学として不足しがちなコミュニケーションの場を積極的に設けている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

専任教員数は、大学設置基準を満たしており、専任教員の年齢の大きな偏りは無い。教員の採用・昇任などに関しては、「教員選考規程」「教員の採用および昇任に係る選考手順」を定めて適正に運用されている。

年 2 回 FD 研修会を実施し、e ラーニングに特有の授業技法などを中心に学んでいるほか、「公開授業」の取り組みも開始した。

教養教育に関しては、大学全体のカリキュラムが生涯学習を取巻く教養的なものとして位置付けられており、教務委員会で検討している。

## 2-9 教育環境の整備

### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

通信制大学なので、体育館・運動場などは有していないが、校舎面積は、大学通信教育設置基準を満たしている。図書館には、学修スペースを確保し無線 LAN も完備することで学修環境を整備している。

建物は耐震基準を満たしており安全は確保されている。教職員による避難訓練を原則年 1 回実施している。車椅子による移動を考慮した玄関前スロープの設置等、障がいのある人や高齢者に配慮したバリアフリーが整備されている。

スクーリング履修、テキスト履修ともに、インターネット経由での配信の安定性を確保するよう考慮しており、授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるような人数となっている。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

経営の基本方針を定めた寄附行為をはじめとして組織倫理に関する規則等を整備し、これに基づいた法人運営を行っている。また、学校教育法、私立学校法など大学の運営及び質保証に関する法令等を遵守し、必要に応じて学内関係規則の改正を行っている。

使命・目的の実現のために 2 項目のミッションステートメントを掲げ、最高決議機関である理事会と諮問機関の評議員会を中心に、その達成に向け継続的に取り組んでいる。

個人情報の保護、セクシャルハラスメントの防止など人権に関わる規則を整備するとともに、「事務局危機対応マニュアル」を策定し、毎年避難訓練を実施するなど安全面にも配慮している。

「情報公開に関する規程」を定め、これに基づいて法令上必要とされる教育情報や財務情報をホームページ上に掲載して公開している。

#### 3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価結果】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**【理由】**

戦略的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、少人数の理事で構成する理事会が設置され、評議員会にあらかじめ意見を聞くべき諮問事項を明確に定めるなど、寄附行為に基づいて適切に運営している。

理事は寄附行為の規定にのっとり適切に選任されており、理事会欠席時にはあらかじめ「意思表示用紙」を提出して、議決に参加している。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

**【評価結果】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**【理由】**

教育研究に関する重要事項を審議するため、全専任教員で構成する教授会を置き、その下部組織として総務委員会と教務委員会を設けている。そして「八洲学園大学教授会規程」において教授会での審議事項を明記するとともに、「学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。」と定めて、学長の意思決定の権限と責任及び教授会の役割を明確にしている。

教授会は、「八洲学園大学教授会規程」の定めによりメール会議に代替して運営されている。

学長は理事長が兼務しており、教授会の議長として事業計画策定をはじめ大学運営全般にわたりリーダーシップを発揮している。

**【改善を要する点】**

○教授会規程上、学長が決定を行うに当たり教授会として意見を述べる事項に、「課程の修了」及び「学位の授与」が明記されていない点は改善を要する。

**3-4 コミュニケーションとガバナンス**

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

法人と大学間の協調と効率運営のために、理事長が学長を、学園本部代表が大学事務局長を兼務しており、また教職員間では電子メールや掲示板を活用した情報共有を図るなど、日常的に部門間のコミュニケーションがとられている。

監事は、寄附行為にのっとって適切に選任され、理事会等に出席するほか公認会計士による会計監査に同席して意見交換するなどして、チェック機関としての職務を遂行している。評議員会では、事前諮問事項の審議、決算及び事業実績の報告などが規則に沿って適切に行われているが、遠方在住者など「意思表示用紙」提出による出席扱いが多く、実出席は定数の半分程度という事例もあるため、連絡調整などを通じ出席率向上に努めている。

理事長は経営の責任者として理事会をまとめ、また学長として校務全般を司っている。一方で教職員からは理事長兼学長に電子メール等により随時提案や相談ができる環境にあり、提案をくみ上げる仕組みが整えられている。

**【改善を要する点】**

○評議員の選任手続きが寄附行為の定め通りに行われていない点は改善が必要である。

**3-5 業務執行体制の機能性**

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

事務組織については、法人・大学それぞれの「事務組織及び事務分掌」に定められている。大学事務局では、少人数の専任職員が複数部署を兼務してパートタイマーとともに担当しており、法人本部においては管理運営業務の大半を関連会社に業務委託することにより、全体として業務の効率的運営を目指している。

理事長の指揮監督のもと、学園本部代表兼大学事務局長が全体的な業務執行を管理する体制を敷いている。

SD(Staff Development)研修などへの組織的取組みはこれからの段階であるが、職員は任意で文部科学省や私学団体主催の研修会等に参加している。

**3-6 財務基盤と収支**

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価結果】**

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

中長期的な財務計画はないが、10 年間の中長期計画の中で「正科生の入学促進」「履修促進」などを目標とし、年次事業計画で数値目標を設定して運営している。

大学の財務状況は、翌年度繰越収支差額は支出超過が継続しているが、基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は平成 25(2013)年度から収入超過となり改善傾向にある。

法人全体の翌年度繰越収支差額は収入超過であり、基本金組入前当年度収支差額は、近時、安定して収入超過の状態にある。

減価償却引当特定資産や設備維持特定資産を積立てており、また、借入金はなく、現預金などの流動資産も確保されている。内部留保、流動性とも良好な水準にある。

**3-7 会計**

**3-7-① 会計処理の適正な実施**

**3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人八洲学園会計処理規定」にのっとり適正に処理されている。必要に応じて補正予算を編成している。

会計監査は、監事による監査及び公認会計士による外部会計監査によって厳正に実施されている。また、会計担当者は、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団などの研修会に参加し、公認会計士の指導・助言を受けるなどして能力向上に努めている。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

**4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価**

**4-1-② 自己点検・評価体制の適切性**

**4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性**

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

「生涯学習社会を実現すると同時に、すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献する」という建学の精神に表現されている大学の使命・目的に即し、学生の意見・要望に応えることができているかという観点を重視して自己点検・評価を実施している。

「自己点検評価に関する要綱」を定め、総務委員会を中心に、必要がある場合には、学長、事務局長の参加を求めるほか、他委員会に点検・評価項目を分担させ、また、専門委員会を設けることができるとして、小規模大学の特性を生かした自己点検・評価体制が整えられている。

現状把握のための調査・データ収集などの自己点検・評価活動は毎年実施し、自己点検評価書の作成は、総務委員会において2年ごととしている。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

日本高等教育評価機構が定めるエビデンス集（データ編）の各項目の調査、データ収集結果に基づいて自己点検・評価を行っている。

現状把握のための調査・データの収集と分析を毎年実施し、それらに基づいて作成した自己点検評価書は全教職員に配付して学内共有化を図っている。

また、大学ホームページに掲載して社会に公表している。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**【理由】**

小規模大学で日常的に各部門が連携して業務遂行しているため、課題は学内で共有され、関係委員会での討議を経て対応していくという業務の流れができている。PDCA サイクルとしては、自己点検・評価を通して出てきた課題を改善するために、総務委員会及び教務委員会を中心に計画が策定され、それに基づき各部門が実施し、総務委員会を中心に実施結果を評価し、改善が必要と認識された案件は教授会や教務委員会及び事務局の共有する課題として取組んでいる。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 「人間性豊かな e ラーニング」による生涯学習社会の実現

#### A-1 教員・学生間の人間的交流

- A-1-① 双方向の e ラーニングの実践
- A-1-② e ラーニング・システム「eLy」の仕様改善

#### A-2 生涯にわたる学びの場の提供

- A-2-① 年齢を問わずに学べる場の提供
- A-2-② 場所の制約を受けずに学べる場の提供

#### A-3 社会に開かれた学びの場の提供

- A-3-① 公開講座の実施
- A-3-② 教員免許状更新講習の実施

#### 【概評】

学則第 1 条に「主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。」と定めており、通信の方法としてインターネットを利用した双方向の e ラーニングシステムを活用している。このシステムは「eLy」と命名され、独自に開発したものである。学生と教員の交流が効果的に行えるように、学生や教職員から出た意見をもとに「eLy」の仕様改善を進めている。今後も通信による大学教育のシステムとして更に発展していくことが期待できる。また、ストレスのないシステム構築、質問回答やレポート返却の早さという点で、学生同士あるいは学生と教職員との人間的といえる交流が実現され、学修が促進されることが期待できる。

インターネットを利用した点で、学びの場に制約がなくなり、年齢も関与せず、また大学との距離も意識しないで学修できる体制ができている。学生はほぼ全国から受講していて海外からの受講生もみられる。ただし、在籍学生の年齢は 20 代から 40 代が多く 50 代以上の割合が少ない。これは、資格取得を目的とする学生が多いためと考えられ、学修内容を高齢者のニーズにも適したように改善していくことが望まれる。

e ラーニングシステムは、受講生がパソコンによるインターネット接続を確保できれば場所を問わず活用できるため、公開講座や教員免許状更新講習も実施している。外部の学修者を対象としたシステムとして「eLy」に準ずる「Yue(Yashima university extension)」を開発している。公開講座や教員免許状更新講習は全国からの参加があり、このような点で社会に開かれた学びの場を提供している。